

# 科研費公開講演会講演録 鴨志田祐美弁護士 「大崎事件から見える刑事司法の問題点」

平 山 真 理

はじめに

“ラクダが針の穴を通るより難しい”というたとえを聞いたことがあるだろう。体の大きなラクダが針の小さな穴を通ることは不可能に近い。このたとえは、わが国において刑事事件の再審が開始されることの難しさを例えるときにも使われることがある。つまり、わが国では再審開始が認められることは稀で、またたとえ開始決定がされたとしても、それに対して検察官が即時抗告できるようになっている構造が、事実認定に誤りの可能性のある裁判のやり直し—つまり再審—が開始されることを一層難しくしている。再審制度についてのこれらの問題にはわが国の刑事司法制度が抱える問題が凝縮されていると言える。このような問題関心から、2016年7月7日、白鷗大学東キャンパス603教室において、鴨志田祐美弁護士による講演「大崎事件から見る刑事司法の問題点」を開催した<sup>(1)</sup>。

## 鴨志田祐美弁護士プロフィール

早稲田大学法学部卒。神奈川県育ち。鹿児島県弁護士会所属。弁護士法人えがりて法律事務所弁護士。大崎事件の再審弁護団事務局長。刑事事件の弁護だけでなく、DVや子どもの虐待事件の被害者支援も活発に行っている。

---

(1) 本講演会は科学研究費補助金(基盤研究C)研究「刑事司法に対する社会の信頼促進を目指す研究—刑事事件再審査委員会の意義と可能性」(課題番号:15K03179 研究代表者:平山真理 期間:2015年度~2017年度)の補助を受けて行われたものである。

## 以下講演録

鴨志田祐美弁護士(以下鴨志田): 皆さんこんにちは。初めまして。鹿児島から今朝9時の飛行機で、羽田に着いたのが10時45分ぐらい、それから東京に出て新幹線に乗って今日の1時ぐらいに小山にやってきました。

実は、私、夫が福島県の白河の出身なので、東北新幹線は結構利用しております。小山の次が宇都宮で、宇都宮の次が那須塩原で、その次が新白河なんですけど、この新白河で降りることはよくあるのですが、小山で降りたのは今日が初めてです。

今、大崎事件の概要を学生さんに説明をしていただいて、また、疑問点もいくつも挙げていただきました。私の講演の中で、その中のいくつかには、答えが含まれていると思います。さらに、講演が、一通りお話が終わってから、もし時間があれば、補足説明というような形で疑問にお答えできればというふうに思っておりますが、結構時間的にはギリギリかなと、というところもありますので、場合によってはこの後の懇親会というような所でお話をさせていただくことになるかもしれません。その点はよろしく申し上げます。

さて、早速ですが、先ほども私のご紹介を丁寧にしていただいたんですけども、今日初めて小山に来ましたので、簡単に自己紹介をさせていただきますと思います。私は、もともとは神奈川県出身です。大学は早稲田大学です。実は、ちょっと変わった経歴で、大学を出てから会社員をしました。結婚して主婦になりました。子どもを産みました。子どもを育てました。それから子どもが小学校3年生のとき司法試験の勉強を始めて、子どもが5年生のときに司法試験に合格をしました。子どもが中学校1年になったときに、自分は弁護士登録をしたということで、子どもは中学1年生、私は弁護士1年生というキャッチフレーズでデビューしました。

先ほどもありましたが、大崎事件という大きな再審弁護団に入っていますがもちろん、それ以外の活動もしています。鹿児島というのは東京など

に比べると非常にちっちゃな町です。ちっちゃな町で弁護士をするということはどういうことかという、町医者と同じです。風邪をひいた人も、けがをした人も、おなかが痛い人も、ちっちゃな町のお医者さんは何でも診ますよね。同じように、お金の貸し借りでもめたり、家賃を払ってこないということでもめたり、多重債務といって借金が返せない人の破産だったりとか、いろんな事件をやります。離婚の事件とか、相続でもめてる人とかも、いろんな事件を、雑多な事件をやりますが、特に力を入れてるのは、再審弁護と子どもの虐待、DV、配偶者の暴力ですね。それから、少年非行、少年事件の付添人、少年事件では弁護士ではなくて、少年審判では付添人というのですが、そういう仕事したり、被害を受けた人と罪を犯した人とを何とか関係を修復するという方向で、裁判が終わったら「はいさようなら」ではなくて、継続的に見守っていくような活動もしたりしています。

いくつか原稿を書いたりもしています。みなさんも今日予習をしていた中で、もしかすると、「法学セミナー」とか「季刊刑事弁護」に書いた私の原稿を見ていただいたかもしれません。どうしても、やはり、大崎事件の関係で、証拠開示だとか再審について問題意識を持つことが多いので、書いているものも大体そういうところに偏ってるという状況です。(スライド2)

さて、早速大崎事件の話に入ります。大崎事件という事件を理解していただくためには、人間関係をまず頭に入れていただきたいということで、関係図をお示しします。(スライド3) 一族の中で全て起こっているというふうに見立てられた事件です。本当にそうかどうかは分かりません。この事件の被害者は自分の家の牛小屋の堆肥の中から見つかったんですね。その敷地というのは、この事件の再審請求人である原口アヤ子さんでもすし、アヤ子さんのその当時の旦那さんの弟さんの一家も、それから亡くなった一番下の弟さんも同じ敷地内に住んでいました。一応、アヤ子さん

以外は匿名というか、仮の名前で、アヤ子さんの元夫を一郎さん、その一郎さんの弟を二郎さん、二郎さんの奥さんをハナさん、その二郎さんとハナさんの息子、アヤ子さんから見たら甥にあたりますけど、この人を太郎さん、亡くなった被害者を四郎さんという名前で一応呼んでおきますけれども、みんな同じ敷地内の家に住んでました。なので、最初から、捜査機関はこれは身内の犯行だという見立ての下でストーリーを作り上げていったので、この人たちがみんな関係者ということになったわけです。

事件の概要ですけれども、先ほど学生さんのご紹介の中にもありました。事件が発覚したのは1979年の10月15日、もうすぐ37年がたとうとしています。鹿児島県には薩摩半島と大隅半島という二つ半島があります。鹿児島というのは、九州の中の両足みたいな形をしているんですけども、東シナ海側が薩摩半島、太平洋側が大隅半島っていうんですけど、大隅半島の足の付け根にあたる部分がこの大崎町という町です。とても小さな町です。ここで、原口アヤ子さんの先ほど言った義理の弟、四郎さんが、自宅横の牛小屋の堆肥の中から遺体で発見されたという事件です。

事件の直後に任意の取り調べで、その被害者から見たお兄さん、アヤ子さんの元夫とその弟、この2人が犯行を自認して自白をして逮捕されました。ただ、最初の自白は、殺人も死体遺棄もこの2人でやったというそういう自白でスタートしています。ところが、その後、この2人の自白は、殺人については原口アヤ子さんの指示の下、3人でやりました、さらに牛小屋の堆肥に埋めた死体遺棄については、次男二郎さんの息子である太郎さんも加えた4人の犯行でした、というふうに、ものすごく激しく自白が変遷していったという状況にありました。そして、冤罪事件って本当にこういうのが多いんですけど、この共犯たちの自白を支える客観証拠というのがほとんどありません。証拠は自白しかないという状況です。ところが、一郎さん、二郎さん、そしてその息子の太郎さんの3人、男性の共犯者3人は、誰もその後自白を撤回せずに、法廷でも自白を維持したまま、

維持したままというのは、後でどんな状態だったかということはお話をしますけれども、全く有罪を、事実を争わなかったんですね。ということで、有罪判決が出て、しかも控訴せずにそのまま服役をしています。(スライド4)

多くの冤罪事件では、捜査段階で自白があっても、裁判になると、いや私はしてないんですというふうに否認に転じることが多いです。先ほど拳がっていた、布川事件の2人の元被告人は、公判段階では否認に転じました。それから足利事件の菅家利和さんも途中まで法廷では自白を維持していましたが、途中でやはりやっていないと、この人は自白になったり、またやってないと否認になったり、もうすごく目まぐるしく変わるんですが、最終的には法廷でも否認をしていくようになりました。しかし、大崎事件では男性3人が誰も争わなかった。法廷でも罪を争わなかったというところに大きな特徴があるということを認識をしていただきたいと思います。

一方、請求人の原口アヤ子さんは、一度も犯行を認めてません。一貫して犯行を否認しています。しかし、何しろ3人の男性共犯者が全員認めちゃっているということで、1980年3月31日懲役10年の有罪判決を受けました。その後、控訴上告も棄却されて原口さんは満期服役しています。

この事件の特徴ですけれども、今お話した中にもいくつかポイントは入ってますが、まず、原口アヤ子さん自身には、事件発生から今に至るまで、1回も自白がないということです。これも大崎事件の非常に大きな特徴です。(スライド5)

先ほどのご質問の中で、早く出てきたいというふうに思わなかったのか、早く出て再審したいというふうに思わなかったのか、なんで満期服役したのかというご質問をいただきましたが、このようなエピソードがあります。アヤ子さんは刑務所では模範囚でした。佐賀の麓刑務所という女子専門の刑務所にいたんですけれども、非常に真面目に務めていました。

そこで刑務官が、「あなた真面目だから仮釈放で早く出してあげるよ。ただ、罪を認めて反省文を書きなさい」。彼女はこう言いました。「私はやってません。やってないものに対して反省文を書くことはできません」。そう言って刑務官の誘いを断って、その結果満期服役をした。そのぐらい強い意志で否認を続けている。やってないものはやってないんだということを買いたというのが原口アヤ子さんという女性の、本当にキャラクターの強さだと私は思っています。

じゃあ、再審に関してはどういうふうに思ってたかっていうと、昭和56年の2月に服役を始めるんですけど、10日後にはもう弁護士に面会を求めて、自分は再審をするんだと、有罪が最高裁で確定した10ヶ月後には弁護士が面会に行って、再審をしますということをアヤ子さんから依頼を受けてるというぐらい、有罪の確定からすぐに再審の話になってるということです。

次に、ところが、アヤ子さんの強固な否認の一方で、男3人は、先ほども言ったようにずっと自白を維持しています。普通はこのように共犯事件で、認めている人と、全然認めていない否認をしている人がいたら、公判は、分離と言って、裁判は別々にしなければならないということになります。ところが、原口さんの公判手続きは共犯者と形式的には分離されたんですが、鹿児島地方裁判所には、刑事部というのが一つしかないんです。これが東京地方裁判所だったら、第1刑事部、第2刑事部、第3刑事部っていうふうに、刑事部がいっぱいありますから、アヤ子さんは例えば第1刑事部、認めている男3人は第4刑事部とかいうふうに、違う裁判官が審理をすることができるんですね。ところが、鹿児島地裁には刑事部が一つしかないのです、分離と言っても、同じ裁判体、つまり同じ裁判官が同時並行で審理しています。そして、普通は認めている事件のほうが、証拠調べも簡単ですからさくさく進んで早くいくんですね。自白事件のほうが、同じ事件の中の認めてる共犯者たちのほうが早く進んで、アヤ子さんの否認

事件のほうが後から追っかける形になるので、同じ裁判官ですよ。認めている事件の予断が頭の中に入った状態でアヤ子さんの審理がされたということになるわけです。ここが非常に大きな問題ということが言えます。

また、アヤ子さんだけが争っているということで、当時の弁護人は、男3人は認めているからこの人たちは黒だと思ってたんですね。これは後でじっくり考えると、アヤ子さんが白だったら、この男3人だけではこの犯行はできないという関係にあったんですが、当時の弁護人は、男3人は黒で、アヤ子さんだけが関与してないという弁護方針で臨んだものですから、ここに書いてあるように、共犯者の犯行対応とか被害者の遺体の解剖所見との矛盾、共犯所の自白の信用性といった、普通であれば、本当にこの人の自白信用できるんだろうか、自白ではタオルで力いっぱい首を絞めたと言っているけれども、遺体の状況とちょっと矛盾してるんじゃないかというような、自白の信用性を判断するに当たって検討しなきゃいけないような部分が、実質的には原口さんの審理からは欠落してしまったという問題があります。そして、これが大崎事件の最大の特徴であると思っ

ています。

実は、この認めた3人の共犯者たちは、全員が知的精神的な障害を抱えていました。具体的にどの程度分かっているかということについてご質問がありましたけれども、先ほど、一郎さんと二郎さんと太郎さんというふうに人物図で紹介しましたね。このうち、太郎さん、アヤ子さんから見て甥っ子にあたる太郎さんについては、IQがはっきり分かっています。これは刑務所の受刑記録の中で、刑務所っていうのは入るときに必ず知能テストやりますので、その結果が出ているんですけど、IQが64です。一般的に70よりも下であれば、知的障害を持っているというふうに言われています。ですから、この大崎事件の太郎さんはそれよりも知的能力は低かったと。そして、この太郎さんが、この3人の中では多分一番知的には高かったと言われています。ですから他の2人は知能指数ははっきり分からな

いですが、もっと低かったのではないかというふうに、いろいろな供述から推測されます。

そして、太郎さんのお父さん、この人は第2次再審のときに刑務所から開示された受刑記録によればAMx級という分類等級だったということが分かってます。このMxというのが知的障害者の等級なんです。受刑者をどのように処遇するかについて分類するときの。ですから、刑務所も、二郎さんについても知的障害があったということをはっきり認めて受刑をさせています。一郎さんだけが、そういう公的な記録はないんですが、一郎さんに関しては、実は大変重い交通事故に遭って、1カ月ぐらい生死の境をさまよって、それから言葉も動作も前にもまして非常にスローになって、非常に弱々しい人になってしまったという娘さんの供述なんかがあります。

ということで、この3人、自己を防御する能力というのが非常に欠けていた。そういう中で、捜査機関も裁判所も、この人たちの持っている障害というものに全く配慮をしないまま、取調べや審理を進めてしまった。この問題については、また後でじっくりお話をしたいと思います。大崎事件の特徴については、この大きい3点を理解していただきたいと思います。

さて、そういういろいろ問題がある中で、有罪判決が確定してしまっているから再審ということになるわけですが、確定判決は一体どうしてこれを有罪だというふうに認定したのか。確定判決が、どんな証拠の認定の仕方ですら有罪にしたのかということを図示してみました。

まず、この事件は、何と言っても、牛小屋の堆肥の中から被害者のご遺体が発見されているので、しかも、ご遺体の肺には堆肥の粉末が入っていないので、どういうことかと言うと、亡くなってから堆肥の中に入ったってことです。生きていて、例えば酔っぱらって、自分からダイブしちゃってその後窒息したっていうんだったら、肺の中に堆肥が入ってるんですけど、そうじゃないので、客観的にも死んでから埋められたっていうことだ



けは動かないです。つまり、死体遺棄というのは事実としても必ずあったんです。じゃあ、普通何にもしてない人は死体を埋めませんよね、ということですよ。何かしたから埋めるのであって、そうだとすると殺人が先行してるから埋めたんじゃないのということになるわけです。

そして、この、殺人死体遺棄について、知的障害を持ったこの人たちが自白をしました。最初是一郎さん、二郎さんは、殺人についても死体遺棄についても2人でやったというふうに自白をしたので、殺人の共謀と実行について自白があります。その後、アヤ子さんからも引き込んで、さらに、埋めるほうはタロウさんも引き込んでということで、太郎さんも自白をしちゃっていますので、死体遺棄については太郎さんの自白もあります。死体遺棄も共犯事件ですから、共謀について自白をし、死体遺棄の実行について自白をしたということで、つまり、この殺人の実行共謀、死体遺棄の実行共謀、これ、全部この知的障害を持ってる3人の自白だけが支えている、こういう状態です。

客観的証拠として一応証拠の標目に挙がっていたビニールカーペットがあります。これはどうも被害者を畳の上で首を力いっぱい絞めて殺害したときに、自白の中に、ふん尿をしたと、首をぎゅっと絞めたのでおしっこを漏らした、うんこを漏らしたっていう自白になっているんですけど、そういうふん尿が付いたビニールカーペットが、一応証拠の標目に挙がっています。これが、あんまり信用できないという話は後でまたします。

さらに、ご遺体を事件当時解剖した鹿児島大学の法医学者の城さんという方がいらっしゃるんですけど、この鑑定書、一応これも証拠として挙がっています。しかし、この鑑定書は、他に著しい死因になるような所見がない中で、首のこの後ろの部分に、頸椎という骨があるんですね。この骨の前の部分、頸椎の前面に、縦長の出血があるんです。この人のご遺体には。そうすると、首回りに何か害を、外からの力がかかって死んだんじゃないかなと、そういうものを想像すると。他に目新しいというか目立

つような傷がないので、首回りに外力が、外から力がかかって、窒息したんじゃないんですかねっていうぐらいの鑑定書です。はっきり絞殺とも書いてないんですね。だから、この人たちの、タオルで力いっぱい首を絞めて殺したという自白とまあ矛盾しないかなっていうぐらいの程度の鑑定書しかないんです。そうなってくると、本当に自白供述だけなんです。有罪を直接支えているのは。

ただ、一応その下にハナさん、これは二郎さんの奥さんで、太郎さんのお母さんにあたる人です。この人が、私は旦那が帰ってきて殺してきたと言ったのを聞きましたとか、息子がその後帰ってきて、「加勢してきた。黙っちゃらんや」って言ったのを聞いたと。というようなことで、この人がどうも目撃というか耳で聞いたぐらいのレベルなんですけど、こういうことを聞いたのが、その自白を支えてるんじゃないかと、こういうことになってます。こんな程度の有罪の証拠構造だということをご理解ください。後でこのハナさんという人の供述がどういうふうに評価されたかという話が出てきますので、ちょっと頭に留めといてください。(スライド6)

第1次、第2次、現在第3次の再審請求をしています。第1次から第2次にかけてをばーっと見ていきますね。1995年、もう21年前になりますが、原口アヤ子さんは、自分も3人の共犯者たちもみんな無罪だということで第1次再審請求をしました。第1次再審請求では、鹿児島地方裁判所が再審開始決定を出しています。この当時、先ほど名前が出てきたような有名な事件というのは、足利事件もまだ控訴審で有罪が維持されている頃でしたし、東電OL事件も逆転有罪になってしまっていた頃です。皆さん聞いたことがあると思いますが、名張事件とか、袴田事件とか、布川事件とかいうような事件も全然再審の扉が開かない頃に、ぼっと鹿児島だけ再審開始決定が出て、当時は大いに注目をされたものです。

ただ、2002年、日韓の共催のワールドカップがあった年なんですけど、実は、私、この年に司法試験合格しています。つまり、まだ私、この年に

は弁護士になっていないんですね。つまり鴨志田はいい思いを一回もしていない。再審開始のあの喜びを味わっていないんですね。司法修習生だったときに、ちょうど再審開始決定に対して検察官が即時抗告をして、福岡高裁宮崎支部でバトルが展開されてる頃でした。ただ、その頃は、まだ弁護人のほうが多分有利だろうという見通しでした。当時の弁護団長に、「鴨志田さん弁護士になって帰ってきたら再審公判、やり直しの裁判の弁護人になってくださいね」と言われて、修習を終えて、2004年に帰ってきたら、なんと、帰ってきてすぐです。福岡高裁宮崎支部が再審開始決定を取り消してしまうという、私弁護士登録10月だったんですけど、11月に取り消し決定が出たんですね。もう皆さん、弁護士団はどん底です。一度開始決定が出て扉が開いたものが閉じちゃったわけですからショックも非常に激しいわけで、そういうところで、私、弁護団に入りました。特別抗告と言って、弁護団が最高裁に特別抗告をしたところに、私は弁護士として初めて大崎事件弁護団に入ったというわけです。結局、その最高裁の特別抗告も棄却されて、2006年に第1次再審は終わります。

一度負けるとなかなか立ち上がれないです。弁護団というのは。実は、先ほど布川事件の話しましたが、布川事件は第2次再審で再審開始、再審無罪が確定してますが、布川事件の第1次再審が終わって第2次再審の申し立てまでどのぐらい時間かかると思います？9年かかってるんです。うちは、アヤ子さんの年齢が年齢なので、9年も待ってたら本当に大変なことになってしまうので、だいぶ頑張りました。それでも4年かかりました。2006年から2010年まで4年かかってようやく体勢を立て直して第2次再審請求をしました。

ちょうどこの年に、私は事務所を独立しました。それまではイソ弁といって、勤務弁護士としてお給料をもらって、それなりに安定していた弁護士生活を送っていたんですけど、ちょうど第2次の申し立ての年に独立をして、自分で事務所を運営していかなきゃいけないというときの8月に

申し立てをしたんですけど、申し立ての月なんていうのはもうそれにかかりっきりで他の事件なんかは全然やってる余裕がないということで、今でも覚えていますけど、1月に独立をして8月の売上げが17万円だったということで、事務員さんの給料も払えないどうするんだみたいな話になって、すごい大変だったことをよく覚えています。

第2次再審では、もう一つトピックがありまして、アヤ子さんだけではなくて、原口アヤ子さんの元夫一郎さんですね。この方はもう亡くなるんですけど、この人について、アヤ子さんの長女にあたる、要はアヤ子さんと一郎さんの間に生まれた娘です。この長女にあたる方が、やっぱり両親の無実を晴らしたいと言って、両親が殺人犯の汚名を着せられてるお嬢さんですから、なかなか表に出て来るっていうのは勇気がいるんです。再審の問題って、冤罪被害者だけじゃなくてその家族も大変深刻な影響を受けるんですけど、そのお嬢さんが立ち上がって、お父さんのために再審請求をしてくれたというのも第2次再審の大きなエピソードになりました。

ところが、2013年、鹿児島地裁は、再審請求を棄却しました。何にもしませんでした。後で出てきますが、証拠開示も全然、他の事件では証拠開示によって再審が動くのに、この大崎事件では裁判所が全然証拠開示してくれない。さらに、証人尋問といって、普通は鑑定書を出せば、法医学者とか心理学者とかいった専門家の鑑定ですから、その専門家の話をじかに聞かなければ鑑定の意味が分からないはずなのに、それも全然聞かない。何もしないでただ棄却しちゃったということで、当時大変批判をされました。で、弁護側は即時抗告をしました。即時抗告審の福岡高裁宮崎支部はかなり、後で見ますけども、証拠開示はしてくれたんですけど、判断は結局駄目でした。2015年、去年の2月の2日に第2次再審は終わったばかりです。第2次再審の特別抗告、さっき2014年の7月15日って書いてあったのは、高裁宮崎で即時抗告が棄却されたのがその日で、その後の特別抗告は去年の2月に棄却されて、まだ、終わって1年ちょっとしか

たっていないというのが第2次再審です。(スライド7)

その後は、しかしスピーディーでした。第3次再審、現在やっている最中ですけれど、こんな感じです。さっき第1次再審で負けて、第2次再審までに4年かかっていましたよね。今回は、さっき、第2次再審は去年の2月に終わったって言いましたよね。半年かかっていません。だんだん弁護団も打たれ強くなって、へこたれている暇もなくなって、もうアヤ子さんも80を過ぎて今年89歳になりますから、早くしないと、生きていうちに何とか無実を晴らさないということで、しゃかりきになって、もうすぐ申し立てをしました。7月8日です。第3次再審申し立てをしてからちょうど今年という状況です。(スライド8)

で、その後、びっくりするのは、再審請求をした当日に裁判官は弁護団と面談をしました。このときに、裁判長はもう尋問をする前提で、裁判所の裁判員裁判のスケジュール表とかを見せて、尋問をするとしたらこの辺とこの辺しかあいていませんということで、スケジュール調整をしてくださいと言ってきました。極めて異例のことです。これは再審をやったことがある弁護人に話をするとみんなびっくりするんですけど、普通は再審申し立てをしてから半年ぐらい裁判所は何のリアクションもしません。ところが、やはり、弁護団は、とにかくアヤ子さんの年齢のことがあるから早くしてほしいという申し入れをしていたことで、裁判所もこれに応える形で、早々と証人尋問を法医学者、心理学者、これはこの再審の新証拠として私たちが出している鑑定を行っている法医学者であり、心理学者なんです。この人たちの証人尋問をしてくれました。一方、検察側もこの弁護側の法医学者の鑑定に対して、これに反対する鑑定を提出していますが、この検察側の法医学者の尋問も年明け1月にやって、これももう終わりました。

ついこの間、第6回進行協議期日で先ほどの原口アヤ子さんの長女ですね。お父さんとお母さんの無実を晴らしたいという意見陳述を裁判官の前

で行ったばかりです。また、第2次再審のときにもたくさんの証拠が出てきたんですが、そのときに、現物を私たちにを見せてもらえなかったネガについて、今回初めて、1979年当時の46本のネガが私たちの目の前に現れました。第2次再審のときは、ネガフィルムが劣化していて、現像ができるのは半分ぐらいですというふうに検察官は説明しました。ところが、最新情報なんですけど、ほとんど全部現像できました。こんなふうに検察は証拠を隠すし、本当にうそをつくんですね。46本のうち半分ぐらいしか写真にはできませんと、あとは、ネガフィルムケースの中で腐食しちゃったりくっついてたりして、取り出しもできないような状態なので、写真にはできませんというふうに言われてたんですけども、今回46本出てきて、私たち全部チェックをしましたけれど、ほぼ全部印画できました。つまり写真にできたのでこれから分析をする段階です。

8月の5日、この後ですけども、供述心理分析を行った心理学者の二度目の尋問が行われます。心理学者が何をしてるかという、大崎事件というのは、さっきも言ったように自白しかない事件です。自白しかないので、自白が信用できるかどうかということ、心理学者という専門家の立場で分析をしてもらうということをやってもらってます。今までなかなか心理学者の分析というのは裁判所に受け入れられなかったんですが、大崎事件では、こうやって尋問を行って供述心理分析に裁判所はきちんと耳を傾けてくれます。さらに今回、補充の鑑定書を出したということで、その補充の鑑定についてもう一回8月に尋問しますということになりました。これが大崎事件第3次の最新状況ということになります。

ぱぱぱっとすごい勢いで話をしてきたんですけど、ここでちょっと落ち着いて、再審って一体どんなふうに何を調べたいんだろうっていうことから、少し話をしなければならぬのではないかとということで、お勉強をしたいと思います。再審ってどんな手続きなんですかねということです。

再審手続というのは、刑事訴訟法の第4編に435条から453条まで、

たった19条しか規定がありません。この規定の少なさというのはちょっと異常なんじゃないかと思えますけれども、その19条の中で手続きが二段構えになっています。要は、確定した裁判に誤りが見つかった場合に裁判のやり直しをする手続きなんですけども、ハードルが2本あります。今、私たちがやっているのは、再審請求という、やり直しの裁判をどうかを決める手続きなんです。よく再審開始とか言って、この間の松橋事件でも、びろーんという縦の垂れ幕を持って、みんなで喜んでいましたよね。あれ見ると、これで無罪が決まったんだみたいに思えるかもしれませんが、全然そうではなくて、やり直しの裁判が開かれることが決まったよってというのが再審開始という段階です。再審が開始されて、その後のやり直しの裁判で無罪の判決を受けて、やっと無実を晴らせたということになる。こういう二段構えの手続きになってることをご理解ください。

日本の刑事訴訟法では、現在は、日本国憲法の下(戦後になって)、不利益再審が禁止されています。不利益再審というのは、再審というのは間違った裁判をやり直す手続きだから、理論的には二つあるということ分かりますか? 要するに間違っって有罪になっちゃった人を無罪にしましょうねという方向に直すのが一つ。でも、もう一つ考えられることは考えられますよね。間違っって無罪の判決だったんだけど、この人真犯人でしたっということもあり得るわけですよ。そういうふうは無罪だった人を有罪にやり直す裁判っていうのを不利益再審といいますが、これは、今の憲法の下では禁止されています。ですので、今の憲法の下での刑事訴訟法の再審の目的は、間違っった裁判によって有罪とされた無罪の人を救う、これを「無辜の救済」といいます。私たちのやっている再審というのは無実の人を救う手続きなんだということ、いいですか、これに特化してるということです。

ちょっと余談なんですけど、実は、申立権者、すなわち再審の申し立てができる人というのが規定されているんですけども、一番最初に、439

条の1号のところに検察官って書いてあるんですよ。検察官が一番最初に再審請求権者の第1号に、筆頭に入っているっていうのは一体なぜなんでしょうねっていうことが、ちょっと疑問に思いませんか。だって、検察官っていうのは、普通は、通常審では有罪にするために起訴をして、有罪の判決を求める人ですよ。なのに、再審でも申立権者に検察官が入っているんですよ。一体これはどういうことなんでしょうねということを後で考えてみたいと思います。

さて、この再審の1段目のハードルを越えるためには、435条6号、他にも条文ありますが、ほとんどがこの435条6号を使って私たちは再審請求をしています。そこには何が書いてあるかっていうと、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」と。無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したらこの1段目のハードルをクリアできますと条文上はなっています。かつては、この「明らか」っていうのは、その証拠だけで、例えば真犯人が見つかったとか、最近で言うとDNA鑑定で赤の他人だということが分かったとか、それだけでもう、すぐまっ白ね、無罪ねっていうような証拠が見つからないといけないというふうに考えられていたんですが、それではほとんど絶望的ですよ。ほとんどの事件でそんな真犯人が見つかるかDNA鑑定ができるのかということは望むべくもないわけですから。

そのような厳しい状況の中で、明白性の判断をめぐって昭和50年に白鳥決定という有名な最高裁決定が出ます。この新証拠の明白性については、もし、当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、果たしてその確定判決によってなされたような事実認定に到達したであろうかという観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断しなさいね、その証拠だけじゃない、新証拠だけじゃなくて確定判決のときに出ていた古い証拠も含めて、新旧全証拠を総合的に見たときに確定判決の有罪認定が成り立つかなということを総合評価して、こ



の明白性を判断しなさいという、こういう判例が出ました。そしてさらに、その明白性な判断にも「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適応されると、ここを初めてうたったのが、この白鳥決定ということで、この決定が出たことで、その後死刑を言い渡されていた四つの再審事件で立て続けに再審無罪が出るというような、画期的な時代になったんです。(スライド9)

ところが、この白鳥決定の解釈が、だんだんまた、再審の門を狭めるようなことになっていってしまっているのが現状なんです。じゃあ、それを大崎事件の審理の中で、少し具体的にご説明をしたいと思います。

大崎事件の第2次再審請求の即時抗告審の審理を例に取ってみたいと思います。これは棄却決定だったやつです。第2次再審の即時抗告審を審理した福岡高裁宮崎支部は、その前の鹿児島地裁の審理とは違って、証拠開示の勧告をしたり、証人尋問をちゃんと行ったりということで、結構熱心に審理はやってくれました。ところが結論は負けでした。どうしてそんな判断になっちゃったのかということをおさらいしてみたいと思います。

これは先ほどお見せした証拠構造ですね。確定判決の有罪認定を支えている証拠構造です。この即時抗告審では、ほとんど自白しかない。自白を支えているのはかろうじてハナさんの供述だけというところは認めています。その下にある、さっきちょっと出てきたビニールカーペットとか法医学鑑定なんてのは全然証拠として大したことないと言って、即時抗告審自体がこの二つの客観証拠についてはもう価値がないとはっきり言ってます。この状況に、弁護人が提出した新証拠、これがどう作用するかということになるわけです。

第2次再審では私たちは、タオルで力いっぱい首を絞めて殺したという共犯者たちの自白と、見つかった遺体の客観的状況は矛盾してるよと、首絞めたらこんなふうなご遺体にはならないという法医学者の鑑定を出しました。自白をたたく、自白を揺るがせるような新証拠です。それからこの

人たちの供述には、体験したことじゃないことを語ってるような兆候が見られると。例えば、この人たち、当たり前ですけど、生まれて初めて殺人をして、生まれて初めて死体遺棄をしたはずなんですよ。なのに、共犯事件ですよ。殺人は3人でやってるってことになってはいますが、いっせいのせいで、ぱっと特殊部隊みたいに誰が首絞めて誰が押さえてっていうのを、何の相談もなくいきなり全部できたっていうんですね。普通は、例えば死体を運ぶときに、あなた足元ねとか手を持ってねとか、そういうような話になったりすると思うんですけど、そういうお互いに役割分担をするような、調整をするような供述が全く出てこないんです。そういうところから、この人たちは体験してないことを語ってるんじゃないかというような心理学の鑑定がされました。

彼らには知的障害があったと先ほど言いましたが、この知的障害についても、新しい、先ほど言った刑務所の受刑記録とかから証拠が出てきましたので、こういったもので彼らの自白の信用性をたたいたわけです。また、ここのカーペット、ご遺体が殺害された所の下の畳に敷いてあったとされるカーペットなんですけど、これに付いてるふん尿痕と、ビニールカーペットって言うんですけど、皆さんビニールカーペットってどんなのか分かります？ ござみみたいなやつ。ビニールのパイプみたいな細いやつを編み込んで、ござみたいにしているやつ、うなずいている方何人かいますけども、あれなんです。つまり、ござですから、水分は染み通りますよね。だから、被害者が殺されたときに本当にこのビニールカーペットが畳に敷かれていて、その上で殺してふん尿をしたんだったら、ビニールカーペットのあった同じ畳の所にふん尿がないとおかしいわけなんですけど、全然違う所に跡がありました。だから、ビニールカーペットを敷いても合わないです。ビニールカーペットに付いてるふん尿の跡と、畳に付いてるふん尿の跡が合わないということは、それも自白の信用性を揺るがすことになる。そういうようなカーペットの再現実験を弁護団でやって、そ

れを新証拠としました。(スライド10)

こうすることで、自白を打撃しました。日本の再審史上、初めて心理学者の証人尋問が実現したという、輝かしいこともありました。ただ、この弁護士提出の新証拠の明白性を判断するのに、新旧全証拠の、さっきの白鳥決定に従えば、確定審で出た証拠とか、第1再審で出た証拠とか、今回の第2次再審で開示された証拠とかも全部一緒に総合評価して有罪認定が維持できるかということを、裁判所は慎重に判断しなければならなかったはずです。

ところが、結論は棄却です。再審の開始は認めませんでした。どのようなロジックかという、確かに、一郎さんや二郎さんの自白、この人たちは殺人の実行犯の自白です。殺人死体遺棄事件で、殺人と死体遺棄のどちらがメインかっていったら、当然殺人ですよ。その殺人をしたと言っている2人の自白の信用性は高くないって言ってるんです。また、さっきも言いましたが、ビニールカーペットとか、当時の法医学者の鑑定なんてのは、それだけでは全然証拠として意味を持たない。じゃあ、もう有罪認定立たないんじゃないのって思ったら、ところが、死体遺棄だけに関与している太郎の自白は信用できるとしているのです。さらに、もっとびっくりしたのは、夫が「うっ殺してきた」と言ったのを聞きました、息子が「加勢してきた」って言ってるの聞きましたって言った、あのハナさんの供述が信用できるから、この人の言うことは信用できるから全部信用できると言って、なんと再審開始を認めないというのです。

ここで大概の人は本当笑ってしまうんですけど、普通は、目撃供述というのは殺してるところの現場を見たというのが目撃ですよ。ないしは埋めているところを見たっていうんだったら、それは目撃供述です。でも、ハナさんはそうじゃないです。その夫や息子が帰ってきたときに独り言のように、殺してきたって言ったのを私は聞きましたというレベルの供述なんですよ。なのに、この人の供述が信用できるから、だから自白も全

部信用できるんだみたいなことを言って、再審開始を認めなかったのが第2次再審の即時抗告審の棄却決定なんです。(スライド11)

これを見ると、普通は殺人の直接証拠である自白の信用性が揺らいだって言ってるわけですから、また、客観証拠にも証明力はないと言っているわけですから、もうこの二つが崩れれば普通無罪でしょうと私は思いますけどね。ところが、さっき白鳥決定では、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が明白性判断にも適用されると言っているにもかかわらず、この決定では、結局のところ、よく分からないときはもう確定判決は有罪って言ってるんだからそれでいいじゃんみたいな判断になってしまってます。しかしここで、ハナさんの供述が、実際に確定判決のときにどれほどの意味を持っていたかということをもう一度考えてみる必要があります。

確定判決は、ほぼ自白だけで、これだけで恐らく有罪認定してるわけです。その自白が崩れているのに、どっか端のほうにあったあんまり大したことのない証拠を、突然舞台の中央に持ってきて、スポットライト当てて、あっこれがあるじゃないかとかいって、有罪の証拠にしてしまうということになっています。こういうのを証拠構造を組み替えてるとか、弱い証拠をいきなりものすごく強い証拠に、あたかも客観証拠みたいにかさ上げしているじゃないかなんていうふうに批判がされているところです。こういうことをやって、結局、有罪認定を、即時抗告審裁判所としての感覚でやってしまっているというのが大崎事件第2次即時抗告審の問題だというふうに考えます。このような判断のあり方が再審にも「疑わしいときは被告人の利益に」という鉄則が妥当するという白鳥・財田川決定に違反していることはもう明らかでしょう。そういうことで、大崎事件から、この日本の刑事司法というものがどう歪んでいるかということを考えてみましょうということ、いくつか指摘しておきたいと思います。

まず、この国の刑事訴訟法という、そもそも論なんですけれども、戦後

になって、それまでの職権主義といって、被告人とか被疑者というのは、とにかく絞られて責められて自白を取られて、拷問とかされて有罪にされちゃうみたいなそういう刑事訴訟法が、今の憲法のもとで戦後になって人権に厚い当事者主義の刑事訴訟法になったんだみたいな、そういう教わり方をしている人も多いのではないかと思います。当事者主義というのは、被告人にも、検察官と対等な当事者としての地位を与えて、両方が武器を持って対等に戦い、これを裁判所がジャッジをすることで、被告人の権利が保障されているというふうに思っている方も多いと思うんですけども、実はそうじゃないんですね。

歴史的に見ると、大正時代の頃から、だんだん日本は戦時下に入っていくにつれて、治安を維持するためにどんどん検察官に強い権限を認めていったんです。そして、戦後間もない頃も治安が悪いので、軍隊はないですし、治安を守るためには検察官に頑張ってもらうしかないみたいなことで、戦後の応急措置として、検察官に強い権限を認めたまま今の刑事訴訟法ができて、いずれはちゃんとしましうねみたいな話になってたんですけど、結局そのまま今に至っているということで、相変わらず、検察官が強過ぎる刑事訴訟法のままになってしまってます。何しろ、当事者間には圧倒的な捜査証拠収集能力の差があります。警察という捜査機関を使って、検察官というのは、国家権力を背景に、ものすごい力を持って証拠を根こそぎ地引き網のように全部さらっていきます。そして、そうした上で自分たちが絶対勝てるという事件だけを起訴していきます。有罪は彼らにとって勝ち、無罪は負けという検察官の勝負感覚というのが染み付いているからです。彼らは、自分たちが絶対有罪にできると思った被疑者を起訴します。ですから、自分たちが有罪だと思っていた被告人について、裁判所で無罪判決が出るということは、自分たちの主張が認められなかったことになるわけですから、負けなんですよ。

そういう感覚の中でやっていきますから、結局、固い事件について、自

分たちが絶対有罪だというふうに思っている被疑者だけを起訴していくことで、これ起訴便宜主義って言いますが、わが国では99.9パーセントというびっくりしちゃうような有罪率がたたき出されているのです。こうなってくると、裁判所も「検察が起訴してるんだからきっと有罪だよな」みたいな、ちゃんと考えないで、簡単に、検察の言い分どおりに有罪にしてしまう裁判官も、残念ながら現れてしまうのです。こういう状況を「検察官司法」、「強過ぎる検察」と言ったりもします。

そのような形で有罪認定がされた後で、再審手続に入っていくのですが、先ほど戦後は当事者主義になりましたと言いましたが、実を言うと、再審の条文は戦前のまなんです。ドイツ法の戦前の条文がほとんどそのまま今に至っています。先ほど言った不利益再審が禁止されたというところは変わりましたが、それ以外の条文は結局のところ、裁判所が職権で、裁判所のさじ加減で審理の手続きを進めていくという制度のまなんです。従って、再審に関する手続規定って、さっき19って言いましたが、審理の手続きについて定めている条文は1個しかないんですね。刑訴法445条に、再審請求を受けた裁判所は「事実の取調」ができますと書いてあるだけです。例えば証人尋問はどういうふうにするんでしょうとか、証拠開示の勧告はどうするんですか、命令はどうするんですかみたいな規定が一切ない。結局のところ実際は、ほぼ裁判所のさじ加減で、それぞれの裁判所の、裁判官の、言い方悪いですけど好き勝手にやっているというのが現在の再審の実情です。

それから、先ほど大崎事件の最大の問題点は、知的障害を持っている人たちに全く配慮しないまま、自白と取っていたということを言いました。最近、ここ栃木でも今市事件という事件があって、取り調べの可視化の問題がクローズアップされていますけれども、この当時、昭和54年の頃なんて、全然取り調べは可視化されてません。従って、彼らにどんな取調べがされたのかっていうのはもう闇の中です。どんな厳しい言葉で取調べを

されたのか、自白を取られたのかっていうのは全然分からない。

さらに、証拠開示を巡る問題、これは後できちんと説明をしますが、  
も、再審の現場では、確定判決当時に、捜査機関が無罪方向の証拠を隠していることが多いです。

今回開始決定が出た熊本の松橋(まつばせ)事件という事件、これ、報道されてますから皆さんご存じかもしれませんが、この事件では、有罪とされた人は小刀で被害者をめった刺しにして殺人をしたって言われているんです。ところがこの小刀には指紋もなければ血痕も全然付いていないんですね。おかしいでしょう、普通。めった刺しにした刃物ですよ。血痕も付いていない、指紋も付いてないというのは考えられませんよね。自白では、これに自分のシャツの左側の袖をぐるぐる巻きにして、滑らないようにして刺したから、だから、血痕が付いていないということで、苦しい自白ですが、矛盾はないということで有罪だったんです。ところが、このぐるぐる巻きにした左袖は、自白によれば焼いて捨てたことになっています。焼いちゃった、燃やしちゃいました。ところが、検察庁にはこのシャツの切れっ端が保管されていました。切れっ端五つあります。弁護人が見に行きました。つなぎ合わせてみました。完全なシャツができました。どういうことですか。燃やしてなかったんです。検察は持ってたんです。これが再審になって初めて出てきたんですよ。というように、証拠を隠しちゃう。また、袴田事件なんかでは、証拠をどうも捏造していた節なんかもある。さらに時間がたってくると、その証拠がだんだん劣化していったり、DNA鑑定ができないようになってたり、捨てられちゃったりするっていうようないろんな問題が出てきます。

さらに、先ほど大崎事件の即時抗告審の判断の問題点を指摘しましたけれども、要は、共犯者とか第三者とかっていうのは、自分が助かりたいから、自分の身内や自分が助かりたいからうそをつくことは当然あるわけですよ。そういうことを吟味していない。足利事件、先ほどご報告ありま

したけど、当時の古い、菅家さんを有罪にしたDNA鑑定、MCT118型という鑑定は、当時839分の一の確率しかなかったんです。足利市にどれだけ男性がいたかということですよね\* (\*事件当時の足利市の人口は168,217人。うち男性は82,839人だった(足利市HPより))。839分の一じゃ、同じ人何人もいたってというような、そんな程度なのに、もう犯人に間違いない、DNA鑑定が犯人を暴いたんだみたいなことを言ったのが、当時の古い鑑定です。

逆に、大崎事件のようにDNA鑑定ができないタイプの事件では、法医学とか心理学の鑑定に頼らざるを得ないのですが、裁判所はなぜかそういう鑑定になってくると、きちんとした科学的な専門家がやった鑑定さえも自らの基準で判断しようとしています。科学的な証拠を裁判所が妄信したり、逆に軽んじたりするというような傾向があります。先ほど言った疑わしきときは確定判決の利益にということで、どうも、この再審の中での総合評価、新旧全証拠の総合評価というのが、裁判官の直観的な印象による判断になってしまっているという問題を指摘することもできるというふうに思っています。

そして、再審では、開始決定が出て、検察官はこれに対して即時抗告とか異議申し立てができます。大崎もそうです、名張事件もそうです、福井女子中学生事件という事件もそうでした。それから今やっている袴田事件もそうです。裁判所が一生懸命新旧証拠を評価して、なかなか開かない再審の扉を開けたのに、検察官がそれを抗告することで、開始決定が取り消されて、また無実を晴らすのに時間がかかってしまうという問題があります。結局、名張事件の奥西さんは、第9次再審請求の途中で、去年の10月に獄中で死刑囚のまま亡くなってしまいました。

袴田事件も、あれだけ劇的な再審開始決定が2014年3月に出たのに、もう2年以上たっていますけど、まだ即時抗告審をやっています。つまり袴田さんは、身柄は解放されましたけれども死刑囚のままです。こういう



事件がたくさんあります。さっき左袖を隠していた、熊本の検察庁は、松橋事件について、つい最近即時抗告をしています。自分で証拠隠しておいて、開始決定を不服として即時抗告するってどういうことですかと私は怒りを禁じ得ません。(スライド12,13)

さて、大崎事件では供述弱者とされる人たちの自白が問題になりました。皆さんの質問の中にもありましたけども、知的能力に問題がある人って、どうしてそんなふうにならざるやうに自白をしたんだろうということなんですけど、こういうことだというふうに考えています。まず、質問されている言葉の意味がよく分からないので、繰り返し、繰り返し、捜査官が同じことを聞きます。何度も何度も同じことを聞かれていますので、彼らは、怒られてると思っちゃうんですね。「何でなんだよ」、「もう一度言ってみろ」みたいなふうに言われるから、ああもう怒られちゃってる、これ以上叱られたくない。そこで、よく分からないけど、「はい」って言うと、「そうだよな、おまえやっぱりやったんだよな」って言って、優しくしてくれます、捜査官は認めると急に優しくなるのです。ということで自白調書が作られていく。(スライド14)

私は、実は、弟が知的障害者なんです。こういうふうにならざるやうに強く言われたときに彼らがいかに抵抗ができないか、いかに強く言われている人に、そうですね、そうですね、はいはいっていうふうにならざるやうに言っちゃうかって、手に取るように分かります。こんなことが多分やられてるんだらうなって思うのですが、密室なので実情は分かりません。じゃあ、法廷はどうなんでしょう。法廷は公開です。密室じゃないですよ。傍聴席にも人がいますから。だからいいんじゃない、そこでも認めてるってことはやっぱりやっちゃってるんじゃないと考えてしまいがちです。

ところが、自白と言っても、例えば大崎事件の共犯者の尋問調書を見ると、ほとんど語れていません。「あなたは本当にたたいたのか、たたいてないのか」って裁判官に聞かれ、沈黙しちゃうんですね。ほとんど

答えられていないのです。何も言えていない。しかも大崎事件の場合には、後で共犯者の一人が、「私は、弁護士と検察官と裁判官がそれぞれどんなことをする人も分かりませんでした。弁護士も2回しか来てくれませんでした。控訴という言葉の意味も知りませんでした」と告白しています。ひどい話です。これは私たちの先輩の恥です。弁護士が何をする人も分からなかったって言うんですよ、彼は。そういうこともあります。足利事件の菅家さんは、刑事が傍聴席で見張ってると思ったそうです。自分が自白をしたときに取り調べをした刑事が傍聴席に来ていたんですね。ずっと自分は見張られてるからそのとおりに言わないとまた怒られるんじゃないかと。また、氷見事件という事件の冤罪被害者の柳原さんは、もう何を言っても誰も聞いてくれないよという絶望感しか自分にはなかったというふうにおっしゃいました。

ということなので、法廷で自白をしたからと言って、それを信じ過ぎるということもどうなのでしょうね、とりわけこの供述弱者に関しては、ということが言えるわけです。今日においては、改正刑事訴訟法も成立しましたが、供述弱者に関しては、この改正刑事訴訟法の前から、検察庁や警察においても、知的能力に問題のある人は、迎合する誘導に乗りやすいから、ちゃんと可視化しましょうみたいな通達は出されています。しかし、十分ではないという状況です。

次は証拠開示です。時間が限りなくなってきましたので、少し巻きますね。証拠開示がどういう問題なのかということ、ちょっと図にしてみました。通常審、つまり普通の裁判の段階ですね。普通の裁判の段階で、証拠ってどうなってるかっていうと、さっきも言いましたが、検察官っていうのは国家権力持ってますから、ものすごい力で、有罪方向の証拠も無罪方向の証拠も全部根こそぎ、ざーって収集しちゃいます。弁護人は民間人ですから力がないので、頑張っても少ししか証拠が集められません。このような圧倒的な力の差で裁判が始まります。さっきも言ったよう

に、検察官は有罪を立証する立場の人ですから、当然有罪方向の証拠しか出さないですね。自分たちの手の内には無罪方向の証拠もあるんですよ。でも、有罪の立証のためには、有罪方向の証拠だけ出します。だから裁判所は、ああ有罪ねと思って有罪判決が確定しちゃう。この状態が通常審だと思ってください。(スライド15)

再審段階になるとどうなるかという、まず、先ほども言ったように、無罪を言い渡すべき明らかな新証拠というのを、まずは弁護人が裁判所に提出するところから再審の請求が始まります。裁判所は、新証拠は出てきたけど本当に明白って言えるかなっていうふうに考えると、証拠開示勧告といって、かつて検察庁に、手のうちにあった無罪方向の証拠あるんじゃないのっていうことで、これを開示するように勧告するんですね。私はこれを「古い新証拠」と呼んでいるんですが、もともと新証拠っていうのは新しく発見したり、発明したりするものだと考えられてたんですけど、そうではなかったんですね。検察官の手のうちに、捜査機関の手のうちにずっと前からあった無罪方向の証拠、さっきの左袖なんかまさにそうですよね。これが、実は、初めて再審の裁判官の目に触れた。再審の裁判所から見たら新しい証拠だった、というわけです。

この「古い新証拠」が再審開始の原動力になったのが、皆さんが先ほど報告してくれた、布川事件であり、東電OL事件、そして袴田事件もそうです。布川事件では、当初、全然、桜井さん、杉山さんという元被告人とは違う背格好の男の人が目撃されていたという目撃供述の調書があったんです。隠されていました。被害者のお宅には、被害者のものでもなければ、桜井さんや杉山さんのものでもない第三者の髪の毛とかが落ちていました。それも隠されていました。そういうのが出てきた。東電OL事件ではその被害者の胸の所の唾液から鑑定した血液型が、ゴビンダさんはB型なんですけど、O型の血液だった。分かっていたんですね、最初から。違う人だって。それも隠していました。このような証拠が再審段階になって

出てきました。

そういう新証拠が、「古い新証拠」が原動力になって、再審開始になった事件っていうのがあるわけなんですね。ところが、ここをやってくれるかどうかというのが、先ほども言ったように、個々の再審事件を審理する裁判所のさじ加減で決まっちゃうんです。決まりがないから。証拠開示はこうしなさいねっていう規定がないんです、刑事訴訟法には。裁判所がやるかやらないか、結局やる気の問題になってしまう。これに、私は「再審格差」という名前を付けました。大崎事件の第2次の鹿児島地裁、まさに全然やる気がなくて、全然証拠開示がされなかったからです。(スライド16)

格差を是正するためには、法律を作るしかありません。2016年に改正刑事訴訟法ができました。通常審には証拠の標目といって証拠のリストを開示しなさいというような規定ができたんですけども、残念ながら、再審については、全く一つの規定も変わらないまま終わってしまっているというのが現状です。あと、証拠開示をめぐるっては、証拠が隠されてたり捨てられていたりとかというような問題もありますし、開示証拠をどんなふう裁判に生かすのかというようなことをめぐってもたくさん問題があります。

最後になりますが、そもそも、憲法から再審を考えるとどういう話になるか考えてみましょう。日本国憲法で一番大事だとされている価値観は、個人の尊厳。人は生まれながらに、みんな誰もが幸せになれる、自分らしく生きる、そういう権利を持って生まれてきた。無実なのに処罰されていい人なんか誰もいないはずですよね。この人はたまたま無実の人を有罪にしちゃっても、そういう人もたまにはいるんですよみたいなことが許されるかって言ったら許されるはずがないんですね。ですから、再審の目的は無実の人を救済することなんです。憲法は不利益再審を禁止しています。ということは、再審を請求できるのは、冤罪の被害者が、自分の、個人の

尊厳を回復するためのものですから、その人を救うためには、ありとあらゆる手段が認められるべきではないでしょうか。仮に、刑事訴訟法に証拠開示についての条文がなくなつて、証拠開示の請求権っていうのは再審請求権そのものとイコールだというふうに考えることもできるのではないかと、憲法からすれば、ということをおは言いたいと思っています。(スライド17)

また、再審請求権者に検察官が真っ先に挙げられている意味って何なんですかと先ほど言いましたね。実は検察官は、検察庁法4条で「公益の代表者」とされています。まさに公益の代表者として、冤罪被害者の個人の尊厳の回復のために、協力すべき立場として、再審請求権者に検察官を加えているんじゃないですか。そうだとすれば、検察官には証拠開示に積極的に協力する義務があるのではないかとということをお、憲法の解釈から導き出せるのではないかとというふうに、おは思っています。

最後に、皆さんの頭で、何か日本の国の刑事司法ってちょっとやっぱりまずくないってことを考えていただきたいと思つて、ちょっとLINE風にやってみました。(スライド18)

過去の裁判が誤りだったかどうかということについて、日本の再審では同じ裁判所が判断します。つまり、後輩の裁判官がかつて自分たちの先輩がした裁判が間違っているかどうかを判断するってどうですかっていうことです。そもそも、証拠は検察庁にあるとさっき言いましたけれど、検察庁がそのまま持っていていいんですか。裁判終わってるわけですよ、確定判決で。証拠はもっと別の所に保管してもらったほうが確実なんじゃないのかと。だって、あの人たち、なくしたり隠したり捨てたりするして、そういう問題がありますよね。

あと、再審の申し立てって、例えば死刑を執行されてしまった人の再審ってすごく難しいんですね。もう身内も誰もいない。例えば、熊本では、ハンセン病の療養所の中で、極めて人権侵害的な裁判が行なわれ、死

刑の判決を受けて死刑に処せられてしまった人がいます。こういう死刑になってしまった人の無実を晴らすとなると、現行法ではもう誰も再審請求やってくれる人がいないことになっていて、こんなことでいいんでしょうかっていう問題もあります。袴田事件も名張事件も、事件からもう半世紀以上たっています。おかしくないですかっていうことですよね。そして、先ほどから言っているとおり、再審の規定がたった20条足らずでいいんですかと、もっときちんと規定を整備するべきじゃないんでしょうかということも考えていただけるといいのではないかと思います。

さっきのご質問の中に、弁護士として事件に接するのと、人間として、女性として接するのと同じですか、違いますかという趣旨の質問をいただきました。根っこのところは同じだと思ってます。大崎事件の原口アヤ子さんはこのあいだ89歳になりました。逮捕されたときは52歳でした。今の私より若いんです。私たち司法に携わる者が、こんな何十年たっても、まだこの人一人救えていないってことがどれだけ悔しいかということ、いつも私は、そこがスタートだと思ってます。この人やってないんですよ。やってないということが分かるんですね。どうして分かるのかと言われてもなかなか難しいんですけども、彼女と一度でも会って話をしたことがある人は100パーセントみんな絶対この人やってないって言うんです。それは、弁護士としての発言じゃないかもしれないです。この人やってないからやってないのに苦しんでる人を助けられないんだらうかって思うのは、もしかしたら弁護士以前かもしれない。でも私たちは弁護士です。だから、使える理論とか、使える法解釈とか、判例とか、どうやって専門家として手だてを整えて、専門家に鑑定を依頼して、この人の無実を明らかにしていくかということを考えていく部分、そこは専門家としての部分だというふうに思います。感情だけでは無実を晴らせないということです。ただ根っこの部分は同じであって、また、同じでなければならないというふうに私は思っています。

ということで、ちょっとすいません、時間をオーバーしてしまいましたけど、私の話は以上です。ありがとうございました。

平山：「今日は鴨志田先生ありがとうございました。最後のご発言は、やっぱりじーんと来てしまいました。刑事司法制度をどう変えたいかについて、様々な会全体が考えていると思います。それぞれの立場から、専門家とか研究者とか学生とか、あるいは市民とか、それぞれの立場からきっとできることか思いがあるのかなと思って、今日、色紙が今回ってますけど、多分最後のスライドにつながるのかなと思います。せっかくの機会ですから、鴨志田先生にぜひ聞きたいことありませんか。鹿児島に、夏休みの間に行って聞くのでもいいですけど。今日、私の刑訴法の授業を受けた人は、名張毒ぶどう酒事件について学びましたよね。再審制度のあり方について、あるいは裁判傍聴に行ったことがある人もこの中にいると思いますし、何でもいいんですけど、ぜひ聞いてみたいこと皆さんからありませんか？」

参加者A 「全くの素人としてお伺いしますが、被告人にとって不利な証拠が自白だけの場合には、有罪にはいけないというふうに決められていると私は聞いたことがあります。今日の先生のお話を聞きますと、この事件の場合、限りなくそれに近いような気がするんです。そうしますと、裁判官は、こういう原理があるのにそれでも有罪にするというのは、自白以外に客観的な証拠があるんだというふうに、多分言ったんじゃないかと思うんです。その客観的な証拠についても先生は十分反論できる材料があるとお持ちなんだと思うんです。それが聞きたかったと。

もう一つ、これはもっと一般的、原理的なものなんですけど、真実追求ですか正しいことを追求するということと、裁判、あるいは弁護にしろ検察、それとの関係、それがよく分からないです。先生は、侵害された人

権なり何なりそういうものを回復しようというのが出発点なんだと思いますが、それは、真実追求とは違うんでしょうか。例えば、不利益再審は禁止すると、先ほどおっしゃられた、だけど、不利益であろうが何であろうが、もしも、本当は違うのにとこのならば、真実追求を本当に追及するならば、それも禁止してはいけないんじゃないかという、そういう気持ちなんです。そうしますと、結局は、ある立場のほうから見て何か言ってるというだけで、その観点からだと、先生のような弁護人の立場と検察官の立場と、結局優劣はつけられないんじゃないかと、いずれも真実追求してないんじゃないかというふうに、これは全く素人考えで、多分そうじゃないと思うんですけど、これについての先生のお考えをお伺いしたいんです。どうも失礼しました」

鴨志田：「はい。最初の質問は、自白だけでは有罪にできないと、補強証拠がなければ有罪にしてはいけないというふうに憲法でも、刑事訴訟法でも言っているのに、なぜ自白だけで有罪にするのかということだと思うんですけども、判例では、共犯者の「自白」はそこで言う自白に含まれないという、まず一つ判例があります。原口アヤ子さんの場合は、ご自分は自白はしていませんけれども、共犯者が自白をしているということで、共犯者の自白というものは、先ほどの、自白だけで有罪にしてはいけない、「自白」ではないというのが判例の考え方です。それがいいかどうかということについては、もちろん異論があるところです。

この事件については、共犯者とされる男性3人は自白をしているわけですから、ご自分が自白をしているわけですね。証拠の標目を見ると、先ほども言ったように、ビニールカーペットだとか、死体遺棄に関してはちょっと説明はしりましたが、死体遺棄のときに使った、フォークとかスコップとかいうのも一応押収されています。それと先ほどの法医学鑑定があります。ということで、一応形の上では、自白以外の証拠も証拠の標目に



載ってるんです。ただよく見ると、例えば畳の上で首を絞めて殺して、失禁や脱ぶんをしたという自白があるのに対してそういうふん尿が付いてるビニールカーペットがあるから、この自白は信用できるんだというふうに、自白が先にあって、その自白を補強してるというふうに言いますが、じゃあ、ビニールカーペットだけで有罪を支えているかっていうと、決してそうではないですね。

フォークやスコップもそうです。例えば彼らの指紋が付いていたわけでもありません。ただ単に堆肥小屋の所に刺さっていて、しかも途中から、1回目の実況見分のときはなかったのに、2回目の実況見分のときになぜか堆肥に刺さってたっていう、そういういきさつもあるんですけど、あそこにあるやつで、埋めたんだろうっていうふうに言われて、はいそうですって言ったのでこれは死体遺棄に使ったフォークとスコップだと認定されて、証拠の標目に拳がっていますけど、これも、自白を離れてフォークやスコップだけで、有罪が立つかって言ったらそういうタイプの証拠ではないです。

ただ、実際には自白と矛盾していないという程度でしかない証拠を、証拠の標目に加えることで、実質は自白だけで有罪が立っているような事件というのは、大崎事件の他にもたくさんあります。松橋事件もそうです。実際そういう事件が多いということは、私はやはり今までの戦前からの自白によって有罪認定にするという裁判所の考え方、裁判官の判断の仕方というのが、戦後になっても実はあまり変わってない。どうしても自白に引っぱりこまれるとか、引きずられるというのが、今も変わらぬ事実認定の判断枠の中に根強くあるということではないかというふうに思います。無罪の判決をたくさん書いて、一度も破られたことがなかった木谷明元裁判官も、裁判所の中には自白だけで有罪判決を書いてしまうという裁判官が、必ず、かなりの割合でいますということをよくおっしゃっています。というのが最初の問いに対する答えです。

二つ目の問いに対する答えは、いろんな考え方があるだろうと思います。ただ、国家権力が人を処罰するというのは、間違っただけには人権侵害の最たるものであって、一度誤った国家刑罰権を発動したら、そしてそれが間違いだった場合には取り返しがつかないです。特に死刑のある国では、もう死刑にしてしまったら本当に救済ができないということです。そして人間が人間である以上、裁判では絶対に正しい判断ということは担保できません。そういう中で、究極の選択として、もしかしたら有罪の人を取り逃がしてしまうかもしれないけれども、極力無実の人は有罪にはしていないという考え方と、いや何人かは無罪の人を有罪にしたって構わないから真実を見つけるほうを、必罰主義っていいですけど、そっちを優先させるのと、どっちを究極の選択として採るかという問題だと思います。それは私が先ほどここで言ったとおりです。無実なのに処罰されていい人は一人もいないということです。

国家権力が、そういう危険に、1度でも国民をさらした以上は、2度はさらしてはいけないというのが憲法の39条の二重の禁止という憲法の理念で、この二重の禁止があるから不利益再審は禁止されたという経緯があります。ここに流れているのが、デュー・プロセス、手続の適正。真実っておっしゃいますが、真実というのは神様だったら分かるかもしれないけれども、なかなか人間には分からない中で、間違っただけで無実の人を処罰することは二重の不正義です。二重の不正義というのは、無実の人を処罰してしまったという意味の不正義と、真犯人を取り逃がしているという意味の不正義とダブルで不正義なんですね。そういう意味で、やはりそっちをやらない、そういう無実の人を間違っただけで処罰しない方向に手続き上の縛りかけるとというのが、私は、今の憲法の考え方だというふうに思っています。というのが後半のほうの答えです」

平山：「ありがとうございました。よろしいですか」

A:「はい。どうもありがとうございました」

村岡啓一先生(本学法科大学院教員)「私は鴨志田さんと同業者みたいなものだから、ただ1点だけコメントします。「100人の有罪の者を見逃してもたった1人の無辜を処罰するなかれ。」これが刑事司法の大原則なんです。今日も、このことを刑事法概論の講義で話ししてきたんですが、そういうこと教えますと、学生がこう聞くんです。「先生、100人だったらいいけれども、これが1000人だったらどうだろうか、次に1万人だったらどうだろうか、1億人だったらどうだろうか。要するに、「それだけ沢山の有罪者が逃げてもいいんだろうか?」って質問に来るんですね。それで、私が「いいよ。もし、君がその冤罪の1人だとしたら納得できるか?」と訊くと、「やっぱり、納得できませんね。」って答えるんですね。それが、今日、鴨志田さんが言った、「誰一人として、真実発見のために人間の作った制度だったらその犠牲者になりますって言って、無実でありながら処刑を引き受ける人なんかありませんよ。」ということの意味ですね。本当に、鴨志田さん、どうもありがとうございました。

それと、検察官が、今日お話ありましたように「公益の代表者」、アメリカでは、平山先生はご存じだと思いますけど、ミニスター・オブ・ジャスティスっていうのですね。「正義の使徒」ですよ。そういった意味で、国家のエラー、つまり、国家が犯した最大の失敗といったものを、検察官は「国家の代理人」としてそれを是正しなければいけない。発見してそれを是正しなければならない。そのために、全力を尽くすわけですよ。しかし残念ながら、日本では、その意識が非常に希薄である。これが、日本が抱えている一番大きな再審についての問題かなというふうに思います。以上です」

鴨志田 「ありがとうございました」

平山：「今、村岡先生からコメント頂いたところは、検察官が自らを公益の代表者として、もしちゃんと考えるのであれば、証拠について、一体それが誰のものであるかっていうものと考え部分が結び付くと思うんですが、やっぱり、鴨志田先生の視点から見て、検察官のその意識ってものすごく薄いか、ゼロに近いと思いますか。教えてください」

鴨志田：「カナダでは1990年代の初めに、裁判所が、証拠は検察の財産ではなくて真実を発見するための公共の財産であると、スティンチコム判決っていうんですけど、裁判所がそういうふうに宣言をしたんですね。だって、証拠って、さっき国家権力って言いましたけど、国家権力って、誰が動かしているかっていうと、私たちの税金なんですよ。すごい卑近な言い方で恐縮ですけど。要するに、税金を使って彼らは証拠を集めてるんです。そして、その証拠によって有罪か無罪かの判断をするわけですから、証拠は公共のためのものなんです。公共の財産なんですよ。検察が独り占めして、いいように出したり出さなかったり捨てたりしていいものではないということ、もう20何年も前にカナダでは最高裁判所がそういう判決を出して、そこから制度が作られていったってそういう流れがあります。

カナダとかアメリカとかイギリスってというのは、当事者主義っていうことで、通常審の段階では、さっき言ったように、被告人側と検察官がバトルをやりあって、そういうバトルの中からジャッジが有罪か無罪かを判断していくという意味では、そういう構造、検察官が有罪のために必死になるってというのは、似たところはあるんですよ。でも、そこで一度間違った裁判をしてしまった後が、どうも今挙げた、カナダやアメリカやイギリスと日本の決定的な違いで、誤判冤罪が出たときに、その誤判に学んでというか、もう二度とこういうことしちゃいけないから、みんなであるべき正しい制度を考えましょうっていうふうになっていくのが彼らの国なんです。

日本は、足利事件で菅家さんが無罪になりました。「いやあよかったね、無実を晴らして」。ゴビンダさんは無実を晴らしてネパールに帰っていきました。「やっと国に帰れてよかったね」。それで終わるんです。何も実は終わってないんですよ。じゃあ二度とこういう事件を作らないためにどうしたらいいのかということが残されたまま、ずっと今に至っているということが、日本の司法が抱えている大きな問題かなというふうに思います」

平山：「長時間ありがとうございました。もう一度拍手で、お礼申しあげましょう」

一同拍手

おわりに

鴨志田弁護士の講演会が開催されたのは折しも7月7日、七夕の日であった。そこで、講演の参加者で短冊ならぬ色紙に、一人一人が「刑事司法制度をこう変えたい」といういわば願い事を書き、講演者である鴨志田弁護士に進呈した。色紙には「えん罪の被害者を出さない刑事司法であること」とか「えん罪原因を調査する第三者機関が必要である」等の記載が見られた。当然のことであるが、えん罪は誰も幸せにしない。えん罪の被害者は不正義の被害者であることは間違いない。また、犯罪の被害者も間違った犯人を処罰してもらうことには何ら意味がないし、真犯人が逃げてしまえば、社会にとっても大問題である。わが国の再審制度の問題を考察することで、日本の刑事司法制度が抱える問題にひろく意識をめぐらせることができる機会となった。大変ご多忙の中、遠方からお越し下さった鴨志田弁護士に改めてお礼申し上げたい。

(本学法学部教授)

2016.7.7 白鷗大学公開講演会



弁護士 鴨志田祐美

1

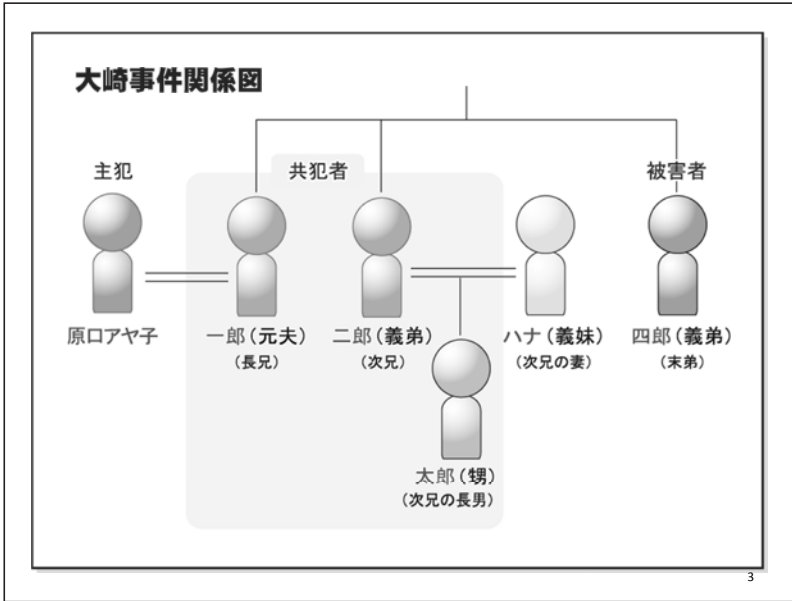
## プロフィール

- \* 神奈川県出身，早稲田大学法学部卒業
- \* 会社員，主婦，母親，公務員試験予備校講師を経て，2002年，40歳で司法試験合格
- \* 2004年，鹿児島県弁護士会登録
- \* 「町医者」的弁護士として奔走する傍ら，再審弁護（大崎事件弁護団事務局長），子どもの虐待やDV問題，少年事件，犯罪被害者と加害者との関係修復のための活動に取り組んでいる。

## 著書・寄稿

- \* 『転落自白～日本型えん罪はなぜうまれるのか～』（日本評論社，共編著，2012年）
- \* 「大崎事件…つづら折りの事件史あるいは奮闘記」（法学セミナー686号，41～43頁）
- \* 「事例報告⑤ 大崎事件～裁判所の裁量と再審の格差問題～」（季刊刑事弁護74号，105～106頁）
- \* 「証拠開示は再審の扉を軽くしたのか？」（季刊刑事弁護80号，100～105頁）
- \* 「大崎事件第2次再審請求から見た刑事司法の問題」（法学セミナー719号，7～11頁）
- \* 「再審弁護と日本国憲法」（鹿児島大学法学論集49巻2号，353～383頁）

2



**事件の概要** ～事件発生から満期服役まで～

- 1979年10月15日、鹿児島県大崎町で原口アヤ子さんの義弟が、自宅横の牛小屋の堆肥の中から遺体で発見された。
- 事件直後、被害者の長兄(一郎)と次兄(二郎)が犯行を自認して逮捕された。当初の自白は、殺人・死体遺棄とも2人の犯行というものだった。
- その後、2人の自白は、殺人については原口さんの指示による3人の犯行、死体遺棄については次兄の長男(太郎)も加えた4人の犯行と大きく変遷した。
- 共犯者たちの自白を支える客観証拠はほとんどなかったが、共犯者たちは公判でも事実を争わず有罪となり、控訴せず服役した。
- 原口さんは一貫して犯行を否認したが、1980年3月31日、懲役10年の有罪判決を受けた。控訴、上告とも棄却され、原口さんは満期服役した。

4

## 事件の特徴

### 【原口さんの自白の不存在】

原口さんは取調べ段階から今日に至るまで、一貫して犯行を否認。  
本人の自白は存在しない。

### 【自白事件として扱われた共犯者たちの公判手続と同時並行処理された】

原口さんの公判手続は共犯者と形式的には分離されたが、同じ裁判体  
(同じ裁判所、同じ裁判官)で同時並行審理された。

それゆえ、共犯者の犯行態様と被害者の遺体の解剖所見との矛盾、共  
犯者の自白の信用性などが実質的に原口さんの審理から欠落した。

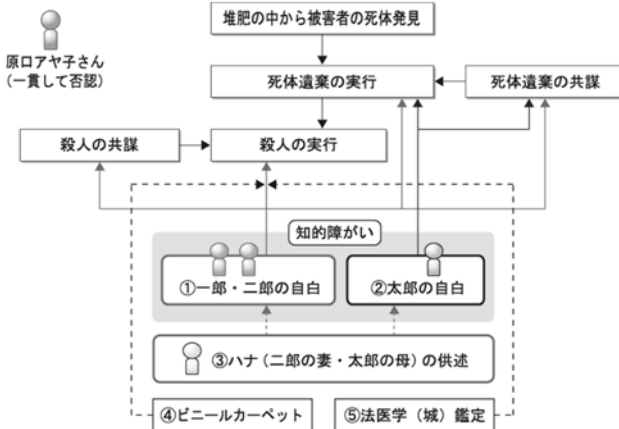
### 【知的障がい者に対する配慮に欠けた審理】

共犯者たちは、いずれも知的・精神的障がいを抱え、自己を防衛する  
能力を十分に持っていなかった。

確定判決審は、この障がいへの配慮を欠いて審理を進めた。

5

## 確定判決の証拠構造



6



### 第1次再審請求・第2次再審請求の経過

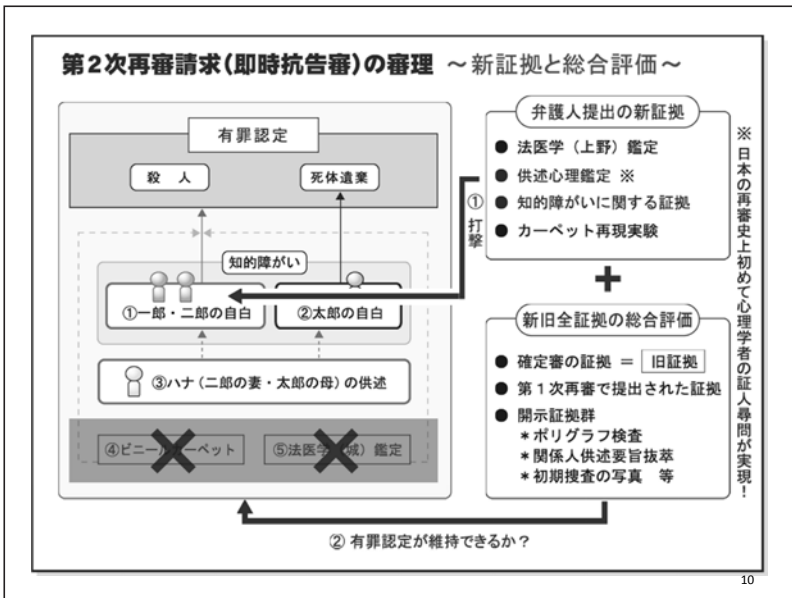
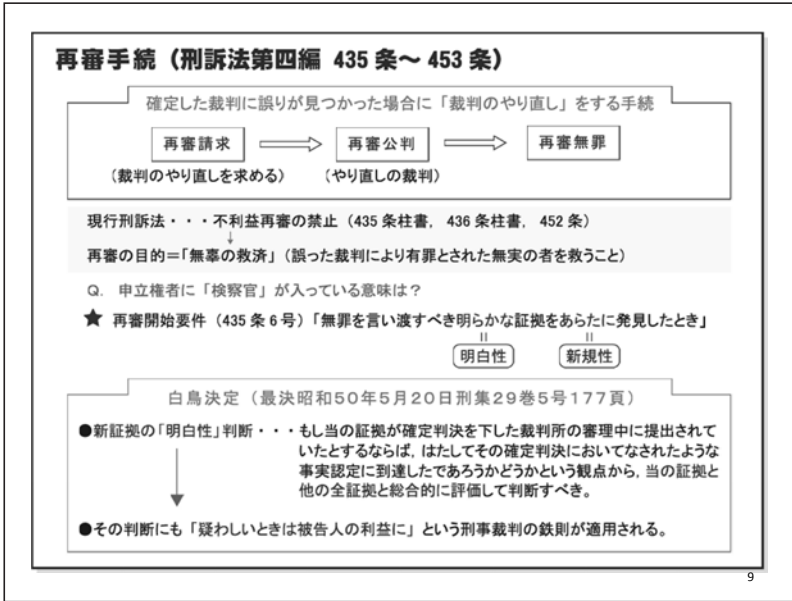
- 1995年 ● 原口さんと3人の共犯者たちすべてが無罪であるとして第1次再審請求。
- 2002年 ● 鹿児島地裁が再審開始を決定。検察官が即時抗告。(鴨志田：司法試験合格)
- 2004年 ● 福岡高裁宮崎支部が再審開始決定を取消。(鴨志田：弁護士登録)
- 2006年 ● 最高裁が弁護側の特別抗告を棄却。
- 2010年 ● 原口さん、鹿児島地裁に第2次再審請求。(鴨志田：事務所独立)
- 2011年 ● 一郎(被害者の長兄、原口さんの元夫、故人)につき、遺族が再審請求。
- 2013年 ● 鹿児島地裁が上記2事件とも再審請求を棄却する決定。弁護側は即時抗告。
- 2014年 ● 福岡高裁宮崎支部は弁護側の即時抗告を棄却。弁護側は特別抗告。
- 2015年 ● 最高裁が弁護側の特別抗告を棄却。

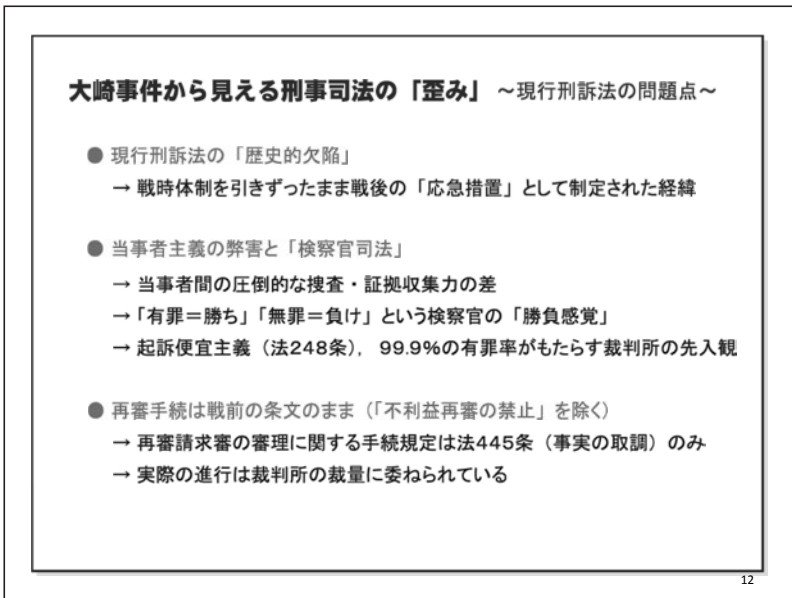
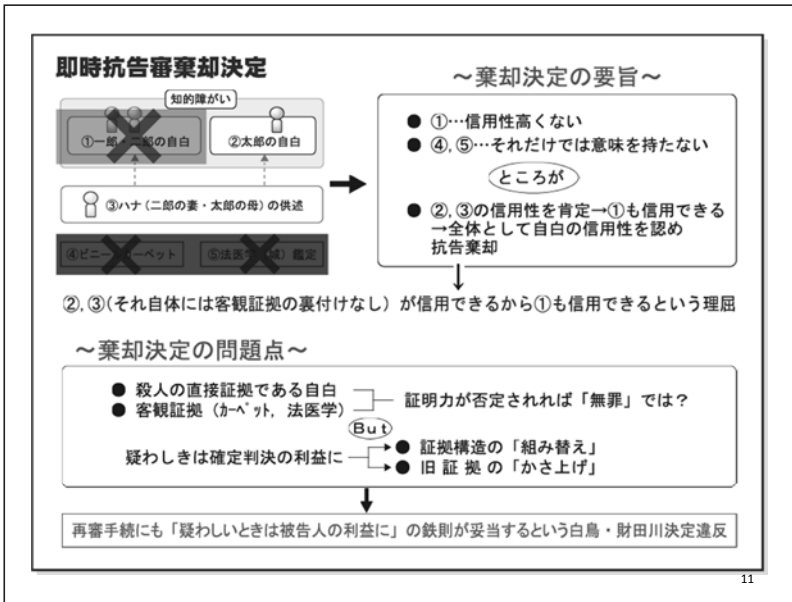
7

### 第3次再審請求 ～スピーディーな審理～

- 2015年 7月 8日 ● 鹿児島地裁に第3次再審請求  
(申立当日に弁護団と裁判官が面談)
- 10月 2日 ● 検察官の意見書提出される
- 10月 9日 ● 第1回進行協議期日  
(法医学者と心理学者の証人尋問採用)
- 11月10日 ● 第2回進行協議期日  
(裁判所が死体発見時の写真と解剖写真のネガ開示勧告)
- 11月24日 ● 証人尋問(法医学者 吉田謙一教授)
- 12月 8日 ● 証人尋問(心理学者 大橋靖史教授・高木光太郎教授)
- 2016年 1月 8日 ● 証人尋問(法医学者 近藤稔和教授) ※ 検察側証人
- 6月 3日 ● 第6回進行協議期日(原口さんの長女の意見陳述、  
46本のネガ開示勧告)
- 8月 5日 ● 証人尋問(心理学者 大橋教授・高木教授の再尋問)

8





## 大崎事件から見える刑事司法の「歪み」～実務における問題点～

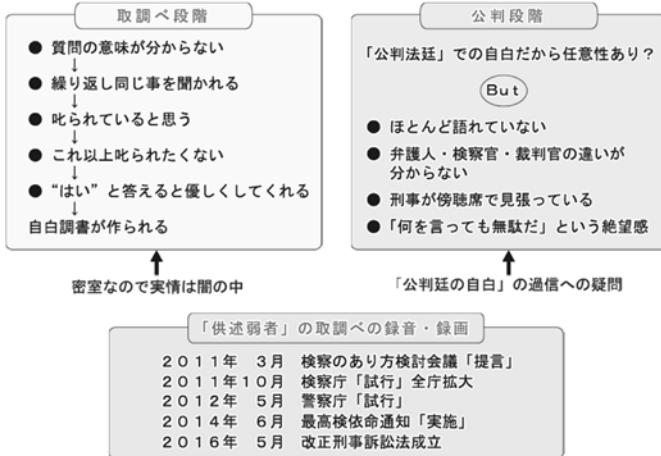
- 「供述弱者」への無配慮と「取調べの可視化」
- 証拠開示をめぐる問題
  - \*「再審格差」
  - \*証拠の隠匿・ねつ造
  - \*証拠の劣化・廃棄・滅失
- 事実認定の形骸化 名ばかりの総合評価
  - \*「共犯者」「第三者」供述の吟味不足
  - \*科学的証拠の「盲信」と「軽視」
  - \*「疑わしいときは確定判決の利益に」

→ 直感的・印象的判断
- 検察官上訴(抗告)の問題
  - ☆名張事件の奥西謙さん・・・2015.10.4 獄中で死去
  - ☆大崎事件、福井事件・・・再審開始決定の取消。袴田事件は？

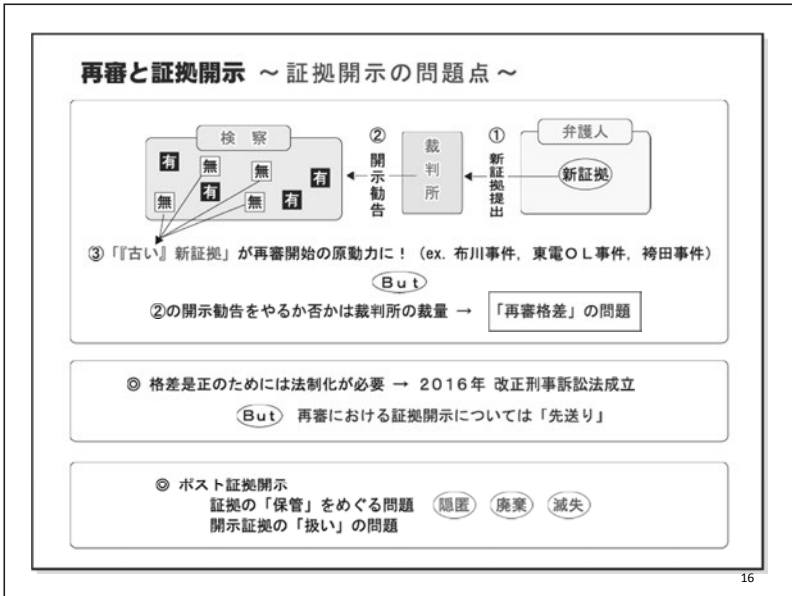
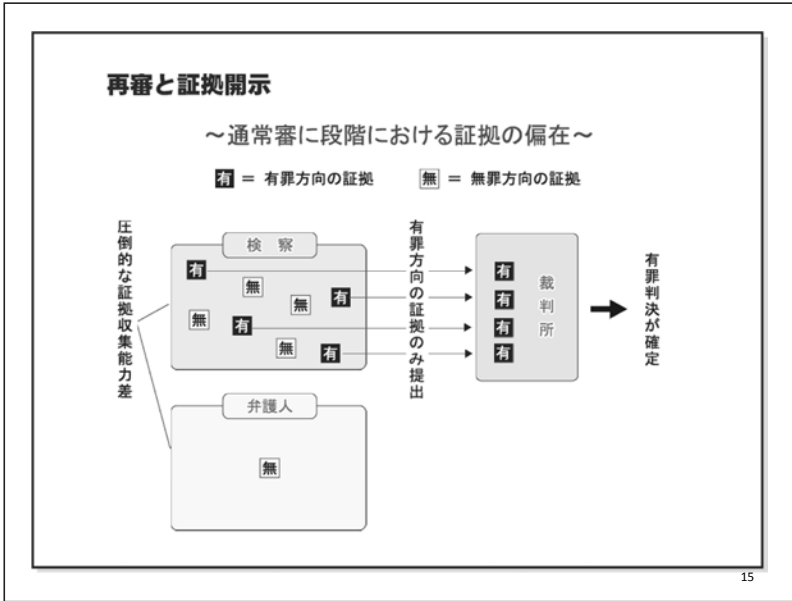
13

## 「供述弱者」と刑事司法手続

## ～供述弱者の自白～



14



## 憲法から再審を考える ～「個人の尊厳」と「無辜の救済」～



(1) 立憲主義の源泉「個人の尊厳」(憲法13条)

無実なのに処罰されていい人間などひとりもない

(2) あらためて、再審手続の目的＝「無辜の救済」

- 不利益再審の禁止(憲法39条1項、法436条1項但書、452条)と再審請求権  
→ 再審請求権はえん罪被害者の「個人の尊厳」回復の権利  
救済のためのありとあらゆる手段が認められるべき  
…「証拠開示請求権」の根拠
- 再審請求権者に「検察官」が挙げられている(法439条1号)意味  
→ 「公益の代表者」(検察庁法4条)  
えん罪被害者の「個人の尊厳」回復のために協力すべき立場  
…「証拠開示義務」の根拠

17

## あるべき「法」・「制度」を考えてみよう

過去の裁判が誤りだったかどうかについて同じ裁判所が判断していいの？

捜査側がすべての証拠を握ったままでいいの？  
証拠をなくしたり、隠したり、捨てたりしても罰せられないの？

間違いが見つかったら誰でも再審の申し立てができるんじゃないの？

再審無罪になるまでに半世紀もかかるっておかしくない？

再審手続の規定がたった20条足らずでいいの？

18